

JVA REPORT

8

'08 AUGUST
NO.129

MAIN REPORTS

(社)日本映像ソフト協会 役員一覧・組織図
「ダビング10」をめぐる動きについて
私的録画問題に関する当協会の基本的考え方について

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

社団法人 **日本映像ソフト協会 会報**

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目12番地10号(築地MFビル26号館3階)

電話:03-3542-4433 FAX:03-3542-2535 <http://www.jva-net.or.jp>

編集・発行 社団法人 日本映像ソフト協会

2008年8月11日発行

(社)日本映像ソフト協会 役員一覧

理事

(2008年8月1日 現在)

 <p>会長 たかい ひでゆき 高井 英幸 東宝(株) 代表取締役社長</p>	 <p>副会長 きりはた としはる 桐畑 敏春 (株)ポニーキャニオン 代表取締役社長</p>	 <p>専務理事 きが すみお 気賀 純夫 ジェネオンエンタテインメント(株) 代表取締役社長</p>
 <p>いながき ひろし 稲垣 博司 エイベックス・マーケティング(株) 代表取締役会長</p>	 <p>いのうえ たいいち 井上 泰一 角川映画(株) 代表取締役社長</p>	 <p>おおたに のぶよし 大谷 信義 松竹(株) 代表取締役会長</p>
 <p>おの なおじ 小野 直路 (株)NHKエンタープライズ 代表取締役社長</p>	 <p>かわしる かずみ 川城 和実 バンダイビジュアル(株) 代表取締役社長</p>	 <p>こいけ たけひさ 小池 武久 キングレコード(株) 代表取締役社長</p>
 <p>さとう なおき 佐藤 直樹 日活(株) 代表取締役社長</p>	 <p>しいな やすし 椎名 保 (株)角川エンタテインメント 代表取締役社長</p>	 <p>たけうち しげかず 竹内 成和 (株)ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント 代表取締役会長</p>
 <p>ないとう ともき 内藤 友樹 20世紀フォックス ホームエンターテイメントジャパン(株) 代表取締役社長</p>	 <p>なつめ こういちろう 夏目 公一朗 (株)アニプレックス 代表取締役</p>	 <p>はるな けい 春名 慶 (株)ショウゲート 代表取締役社長</p>
 <p>ひらい ふみひろ 平井 文宏 (株)バップ 代表取締役社長</p>	 <p>ふくはら ひでゆき 福原 英行 東映ビデオ(株) 代表取締役社長</p>	 <p>まつざき すみお 松崎 澄夫 アミューズソフト エンタテインメント(株) 代表取締役社長</p>
 <p>よだ たつみ 依田 巽 (株)ギャガ・コミュニケーションズ 代表取締役会長</p>	 <p>ごとう たけろう 後藤 健郎 (株)日本映像ソフト協会 事務局長</p>	

監事

 <p>かとう ゆういち 加藤 裕一 ビクターエンタテインメント(株) 代表取締役社長</p>	 <p>わだ やすたか 和田 康孝 (株)第一興商 代表取締役社長</p>
---	---



もくじ

(社)日本映像ソフト協会 役員一覧	1	新入会員社自社紹介	10
第275回定例理事会開催報告	2	JVA懇親ゴルフコンペ開催報告	11
(社)日本映像ソフト協会 組織図	2	私的録画補償金分配について	11
『ダビング10』をめぐる動きについて	3	経済産業省からのお知らせ	11
『私的録画問題に関する当協会の基本的考え方』について	5	異動	11
『タイムシフト補償金不要論』についての疑問点	7	海外の情報から	12
ニコニコ動画からの申し入れを受領	8	リレーエッセイ⑦	13
レンタル用DVD/BDに新ホログラムシール採用	8	日誌に見る協会の動き	13
JVAショップコンテスト2008 参加メーカー決定	8	月間売上統計(5月度、6月度)	14
違法対策部会活動報告	9	DATA・主要耐久消費財の普及率	14
第22回ビデオレンタル店実態調査を実施	9	社会保険庁からのお知らせ	14

第275回定例理事会開催報告

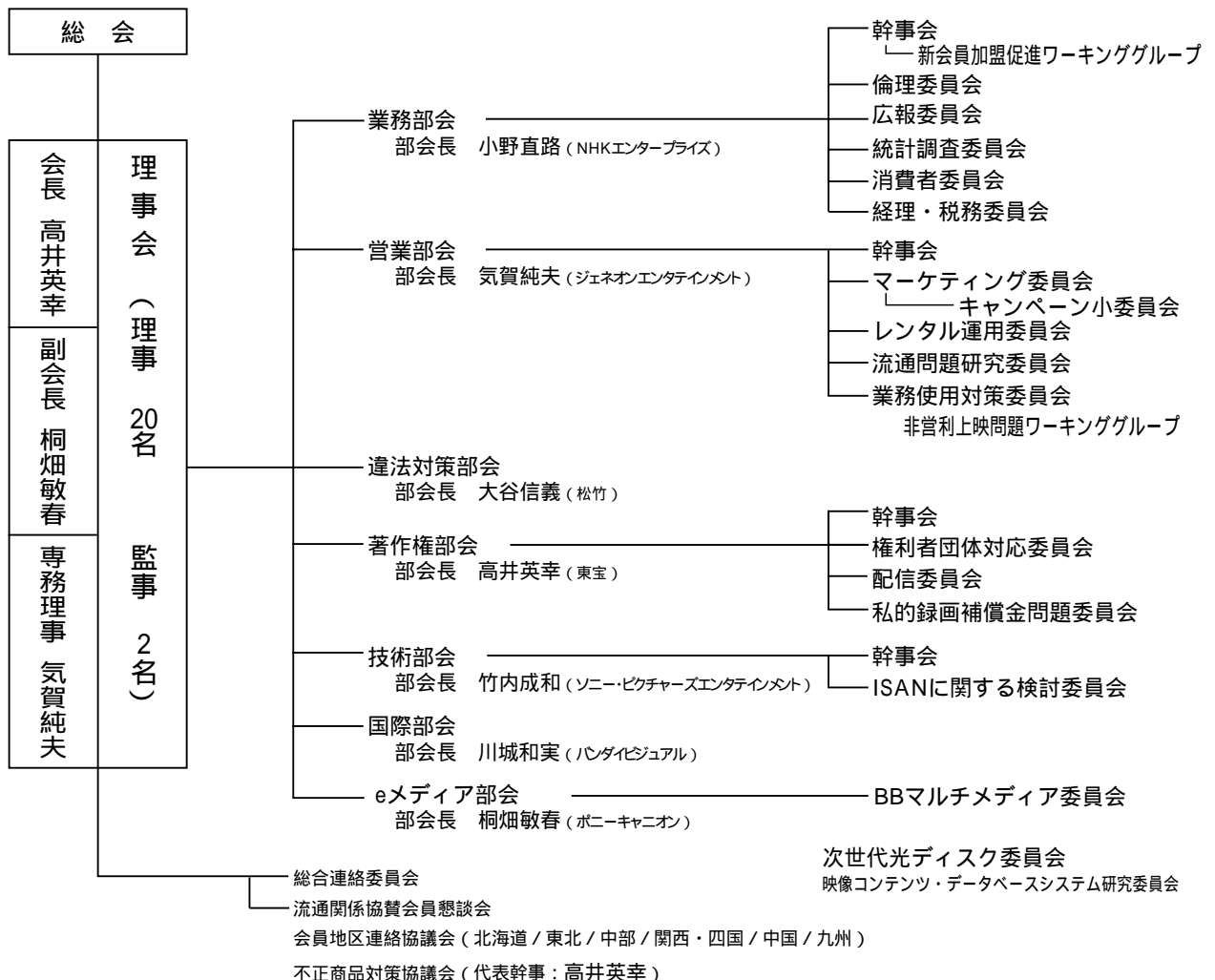
第275回定例理事会は、7月1日(火)午後4時30分より協会会議室において開催された。議事の要旨は次の通り。

- 第1号議案 理事就退任承認の件・・・承認
 (退任)三枝 武 (株)NHKエンタープライズ
 前代表取締役社長)
 (就任)小野直路 (株)NHKエンタープライズ
 代表取締役社長)
- 第2号議案 部会長(案)承認の件・・・承認
 業務部会長 小野直路 (株)NHKエンター
 プライズ)

- 第3号議案 「TIFFCOM2008～アジア・パシフィック・エンタテインメント・マーケット」に対する後援名義使用承認の件・・・承認
- 第4号議案 「秋葉原エンタまつり2008」に対する後援名義使用承認の件・・・承認
- 第5号議案 平成20年度「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」への協賛名義使用承認の件・・・承認
- その他、事務局からの報告事項は次の通り。
 各部会報告について、私的録画補償金分配について、等。

(社)日本映像ソフト協会 組織図

2008.8月現在



「ダビング10」をめぐる動きについて

1. いわゆる「ダビング10」とは

本年7月4日より、地上デジタル放送に用いられている著作権保護技術が「コピーワンス」からいわゆる「ダビング10」に緩和された。（「ダビング10」という呼称は後述するように適切な呼称ではないと考えるが、便宜上以下「ダビング10」ということとする。）

これまで採用されていた「コピーワンス」では、ハードディスク(HDD)レコーダーに録画した放送番組を1回だけコピーできるが、そのときはHDDに録画された元のデータは消去されていた。このように、録画すると元のデータが消去されることを「ムーブ」という。

これに対し「ダビング10」は、放送をHDDに録画した場合、録画した放送番組は9回まで録画でき、10回目はムーブとなる技術である。

HDDからのデジタル デジタルのコピー	
コピーワンス	ムーブのみ
ダビング10	9回コピー + 1回ムーブ

2. 「ダビング10」をめぐる動き

「ダビング10」については、平成19年8月の総務省情報通信審議会において「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 <第4次中間答申>」(*1)以下「第4次中間答申」という。)で「コピーワンス」を「ダビング10」に変更することが答申された。当協会ではこれを受け、『DVDなどの映像パッケージ商品・有償ダウンロード販売によって制作資金の回収をはかることが予定されている映画やアニメーションなどの映像コンテンツについては、影響が非常に大きく、映像パッケージビジネスの破壊につながりかねない。今回の答申は、緩和の必要性と根拠について説得的な説明がなされていない』として、同年9月13日付けで「ダビング10」に強く反対する意見 (http://www.jva-net.or.jp/news/news_070919.pdf) を同審議会に提出している。

その「第4次中間答申」には「クリエイターに適切な対価を還元していく」(43頁)ということも記されていた。ところが、「第4次中間答申」後の文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会における私的録画補償金の対象機器を巡る審議過程の中で、「対価の還元」を私的録画補償金とする権利者側委員と、私的録画補償金を意味するものではないとするハードメーカー側委員との認識のずれが表面化した。すなわち、ハードメーカー側委員は「ダビング10」の下では「私的録画補償金は必要ない」と主張し、権利者側委員は「「ダビング10」は私的録画補償金が前提である」と主張したのである。

と主張し、権利者側委員は「「ダビング10」は私的録画補償金が前提である」と主張したのである。

結局、当初「ダビング10」の開始を本年6月2日からとしていたものを、その意見の調整がつかないまま、「対価の還元」については引き続き協議するとして、約1ヶ月遅れて実施されることとなったのである。

(*1)「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 <第4次中間答申>」(情報通信審議会 平成19年8月2日)

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070802_4_bt2.pdf>

3. 「ダビング10」の問題点

(1) 「コピーワンス」緩和の必要性はあったのか

「ダビング10」は、(a)ダビングや編集が困難、(b)バックアップができない、(c)ムーブの失敗によるコンテンツ喪失、といった利用者等からの指摘(*2)に対処するために導入された(*3)。しかし、その必要性がそもそも本当にあったのか疑問が残る。

私的録画補償金の対象機器の問題では、HDDレコーダーはタイムシフトのための録画機器であると主張される(*4)。「ベータマックス訴訟」米国連邦最高裁判所判決によれば、タイムシフトとは、録画して後で1回視聴して消去する利用方法と定義されている。タイムシフトをこのように理解すると、HDDレコーダーでの録画がタイムシフト目的の録画だとするならば、そもそもダビングや編集、バックアップ、ムーブ等の必要はない。これら利用者からの指摘は理由がないことになる。

反対に、このような利用者等の指摘が理由があるとするならば、HDDレコーダーでの録画はタイムシフト目的の録画ではないことになる。

【HDDへの録画物の利用と米国判例上のタイムシフト】

録画したものの利用行為類型	米判例上のタイムシフト
1回視聴して消去	該当する。
2回以上の視聴	該当しない。
DVDディスク等へのダビング	該当しない。
DVDディスク等へのバックアップ	該当しない。
DVDディスクへのムーブ	該当しない。

情報通信審議会が「ダビング10」を答申した根拠は、一人の視聴者に必要なバックアップ数、一人の視聴者の持つデバイス数、1世帯の視聴者数を元に机上で算出したもので、私的録画の実態を踏まえたものではなさそうである。

【ダビング10の“10”の算定根拠】

必要なバックアップ数×所有デバイス数×家族数+ムーブ=1×3×3+1

ひとつの作品を9つもバックアップするような実態があるとは信じがたいところであり、「ダビング10」は、私的録画の実態から乖離した仕組みなのではないかとの疑問があるところである。

(*2)「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割<第2次中間答申>」(情報通信審議会 平成17年7月29日)40頁

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050729_11_2.pdf>

(*3)前掲(*1)45頁

(*4)「私的録音録画補償金問題に係るJEITAの見解について」

<http://www.jeita.or.jp/japanese/detail.asp?pr_id=1346>

(2) 無数のコピーが作れる「ダビング10」

「ダビング10」というと、ひとつの作品は10個しかダビングできないように聞こえるが、そうではなく、無数のコピーを作ることができるのである。

それは、「ダビング10」はデジタルtoデジタルのコピーの数を10個に制限するが、アナログtoデジタルのコピーの数は無制限であるからである。

従来の「コピーワンス」の下では、アナログtoデジタルのコピーは不可であった。ところが、「ダビング10」ではアナログtoデジタルのコピーを1世代のみ可と制限はしているが、その個数には制限はない。

したがって、「ダビング10」は実際のコピー可能数を表す名称とはなっていない。

アナログ出力からのデジタルコピー	
コピーワンス	不可
ダビング10	無制限 (但しコピーしたものをさらにコピーはできない。)

(3) 誰がその実効性の確保に責任を負うのか

「ダビング10」は情報通信審議会の答申によって導入された技術であるから、その実効性確保は同審議会が責任を負うべきものと思われる。また、この技術は受信機メーカー

の団体が深く関わって策定された技術でもある。したがって、情報通信審議会とともにハードメーカーも責任を負うべきものであると考える。

ところが、同審議会は「ダビング10」の実効性確保に極めて消極的である。

たとえば、同審議会の第5次中間答申(*5)では、実効性の確保を「民間の自助努力による解決手段に係る議論を尽くしていくことが必要」(43頁)としている。

しかし、同審議会が決めた「ダビング10」というルールに従ってコンテンツを放送に提供した著作権者に対し、そのルールが守られるかどうかは「自助努力」によるというのは納得できるだろうか。

また、第5次中間答申の43頁から44頁では、「受信機メーカー等の技術開発や商品開発の活動に不要な制約を与えることなく、かつ「対象機器」の外縁を明確化するルール策定は困難ではないか、との指摘がある。」としている。

加えて、同答申44頁では「高度で複雑な機能が搭載された製品であるほど、製品出荷の初期段階で、ソフトのバグにより結果的にルール違反機器が出る可能性があることは否定できない」との指摘があるとも記されている。

そして、同答申は「エンフォースメントの趣旨が、悪意でルール違反の機器の製造・販売を行う者を取り締まる点にあり、善意の製造者等が行う技術開発や製造販売活動を萎縮させることは厳に避けるべきことは言うまでもない。」(44頁)と結論づけている。

しかし、商品開発にあたって「ダビング10」という特定のルールに合致するかどうかを検証することが、どうして受信機メーカーの「不要な制約」になったり「技術開発や製造販売活動を萎縮させ」たりすることになるのか、理解できないところである。一般的に、技術開発や製造販売活動の過程で他人の権利や法律上保護されるべき利益を侵害した場合には、善意であっても責任を問われうる。ソフトにバグがあればバグがあるまま販売すべきではないだろう。

他方、「ダビング10」は、無反応のチューナーが現れており、その実効性が疑わしくなっている。そのような状況においても、「ダビング10」を決めた情報通信審議会が著作権保護より技術開発等への萎縮効果防止を重視するようでは、「ダビング10」の実効性は心許ないかぎりである。ルールを決めたものの責任を果たすことが強く求められるところである。

第5次中間答申について、現在(8月12日まで)意見募集が行われているが、当協会ではこのような「ダビング10」の問題点について、意見を提出する予定である。

(*5)「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」(情報通信審議会 平成20年6月27日) <http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080701_5_bt2.pdf>

『私的録画問題に関する当協会の基本的考え方』について

今回の「ダビング10」をめぐる一連の動きの中で、「私的録画」についての解釈や「私的録音録画補償金制度」についての論議が、さまざまな立場からされている。JVAでは本年6月17日、「私的録画問題に関する当協会の考え方について」をホームページ上において発表した。以下に全文を掲載する(http://www.jva-net.or.jp/news/news_080617.pdf)。

私的録画問題に関する当協会の基本的考え方について

社団法人日本映像ソフト協会

当協会は、著作権法により許容されるべき映画の著作物の私的複製の範囲及び私的録音・録画補償金のあり方等について、次のとおり考えます。

1. 映画の著作物の本来的な利用には、権利者がその権利を行使できるようにすべき

映画の著作物は、映画製作者の発意と責任のもとで、多額の経済的投資と大勢の創作者及びスタッフ等の努力を結集することによって得られる具体的な成果物であり、その経済的価値を、製作目的に照らして本来的な態様において利用することには著作権者に権利が認められるべきです。経済的費用を負担して種を蒔き、育てることによって得られた実りを収穫する権利が、それを行った人に帰属すべきことは当然であり、第三者がその収穫物を利用・享受するには、対価を支払うなどして権利者の許諾を得ることが必要です。

ベルヌ条約をはじめとする国際条約も、著作物を複製する権利を権利者が専有することを保証した上、その権利を制限しなければならない特別の理由がある場合にのみ、権利者の通常の利用を妨げず、かつ権利者の正当な利益を不当に害しない範囲において、権利制限規定を設けることを認めています。

権利者の具体的な逸失利益が立証されない限り複製権は補償金なしに制限されるべきであるとする見解がありますが、その見解に賛同することは到底できません。投資及び創作の具体的な成果物である映画の著作物を複製し、本来的な態様において利用・享受することに対しては、権利者が本来的に許諾権を行使できるはずであり、仮に許諾権の行使ができない特別の理由がある場合でも、何らかのフィードバックを得られるべきです。

2. 映画の著作物のパッケージ商品からの私的複製を許容する必要はない

(1) パッケージ商品として提供される映画の著作物の享受には、それを購入等していただくのが原則である

著作物の中でも映画の著作物は、とりわけ多額の製作資金を必要とし、製作された作品を多角的に利用して投下資

本の回収をはからなければ、継続的な製作を行うことが困難となってしまいます。

映画の著作物に関する投下資本の回収方法のうち、今日、最も重要なものの一つは、DVD等のパッケージ商品として販売又はレンタルすることであり、今後は、インターネットを經由した有料配信も一定範囲で有望です。

映画の著作物を、自分の好きな時間・場所で鑑賞したい消費者の皆様には、パッケージ商品が発売等されている作品に関しては、それを購入又はレンタルしていただくか、もしくは有料配信を受けていただくことが原則です。

正当に対価を支払ってパッケージ商品を購入し、又はそのレンタルを受けて鑑賞する消費者の皆様が大勢いらっしゃるのに、他方で、同じように鑑賞する目的でありながら、映画製作者に何らフィードバックのない私的録画によって鑑賞する人が生じることは、フェアではありません。

映画の著作物のパッケージ商品による鑑賞をご希望のお客様には、それぞれに対価をお支払いいただき、その対価を映画製作の再投資に還流させることにより、継続的な映画製作を可能にしていくことが必要です。

そして、このことを端的に実現するためには、映画の著作物のパッケージ商品については、技術的にコピー不可とすることが好ましく、またコピー不可としても、消費者の皆様は特別の不利益は生じないと考えます。

(2) 「コピー不可」を回避等して行う私的複製を違法とする必要がある

映画の著作物のパッケージ商品のコピーが技術的に不可となるのなら、それに関しては、私的録音録画補償金制度は不要です。

ただし、技術的に「コピー不可」としても、それだけでは、その技術を回避等してコピーする人が現れることを完全に防ぐのは困難です。そのため、法律面においても、そのような技術を回避等して行う私的複製を違法とする必要があります。著作権法30条1項2号は、一定限度でその違法化を実現していますが、それでは不十分でないかとの疑義も生じているところであり、改正が必要です。この点については後述します(3、(3)ウ)。

3. 放送される映画の著作物については私的録画補償金制度が必要

(1) タイムシフト目的でもフィードバックは必要である

放送される映画の著作物については、パッケージ商品として提供されるものとは異なり、タイムシフト目的での録画など一定限度でコピーされることが避けられないかもしれませんが、そのコピーが、映画製作者に何らかのフィードバックのないままに行われることは正当ではありません。

学校で英語を担当する教師が授業で使用するために洋画の一部を複製するような場合はともかくとして、映画の著作物そのものをまるごと鑑賞する目的で行われる私的録画は、映画製作者が資本を投下して制作した映画の著作物の経済的価値を、その制作目的に照らして本来の態様において利用・享受するものです。そうである以上、上述のとおり、そのような私的録画からは、映画製作者に対して何らかのフィードバックがあってしかるべきです。

(2)放送からの録画によるパッケージビジネスに与える影響は大きいし、仮に直接的な売上げ減がなくても、私的録画補償金が必要

放送からの録画のうち、特にアニメーション番組に関しては、その多くは放送事業者ではない者によって制作されていますが、製作者は、放送そのものによっては制作資金を回収することはできません。製作者にとって制作資金の主たる回収源は、放送後に発売されるDVDなどのパッケージ商品です。このようなビジネスモデルにおいて、放送されたアニメーション番組が大量に私的録画されると、その後のパッケージ商品の販売に耐え難い悪影響が生じます。

このように、特にアニメーション番組など、製作者が放送後のパッケージ商品等によって投下資本の回収をはかっている映画の著作物については、私的録画による「逸失利益」の発生が顕著です。

パッケージ商品の発売が先行することの多い劇場用映画の放送に関しても、パッケージ商品の販売及びレンタル並びに有料配信は一定の時期に終了するものではなく、放送後においても継続して行われているのですから、放送からの私的録画による何らかの「逸失利益」は生じていると考えられます。

以上のように、放送からの私的録画により「逸失利益」の発生はあると考えられますが、冒頭で述べたとおり、必ずしも直接的な売上げ減が生じているかどうかは重要なものではありません。パッケージ商品発売後に行われる放送からの私的録画といえども、映画の著作物の経済的価値を本来の態様において享受する行為であり、そのような私的録画からは、直接的な売上げ減の発生の有無にかかわらず、映画製作者に対するフィードバックが必要であるからです。

そして、そのフィードバックは、私的録画補償金によって実現するほか、現状においては適切な方法がありません。

(3)私的録画補償金が不要になるのは条件の整備が実現された後である

ア 上記のフィードバックが必要でなくなる(つまり、私的録画補償金が不要となる)のは、映画製作者がどのような範囲で私的複製を許諾するかを個別に選択することが

でき、その選択された範囲に私的録画が技術的に制限され、かつ、その技術的制限を回避等して私的録画が行われた場合には、それが違法とされる場合であると考えられます。イ 上記 に関して、地上波デジタル放送に関していわゆる「ダビング10」が採用されつつあり、その範囲内での私的録画については権利者が許諾したのと同視できるとする意見がありますが、その意見は正しくありません。

なぜなら、「ダビング10」は妥協の産物であって権利者の意思に基づき採用されたものではない上、その妥協も、権利者が私的録画補償金を別途得られることを前提としたものだからです。さらに、ダビング10では権利者が作品ごとに個別に複製可能数を選択できないため、ダビング10が採用された地上波デジタル放送にコンテンツを供給したからといって、各作品の個別の権利者が10個までの私的複製を視聴者に許諾する意思があったと擬制等することもできません。

将来、「ダビング10」が「ダビング5」になったとしても、事情は同じです。権利者の個別の許諾の範囲内として私的録画補償金が不要になるのは、各権利者が作品ごとに複製可能数を指定できる(当然複製可能数をゼロと指定することもできる)技術が採用され、かつ、上記 の要件が満たされた場合に限られると考えます。

ウ 上記 に関し、技術的制限を回避等して行われた私的複製を違法とする必要があります。そうでなければ、その制限技術は、いわゆる「ざる」になってしまい、複製可能数を権利者の意思に基づきコントロールするという結果を実現できなくなるからです。

そこで、著作権法30条1項2号及びそれに関連する「技術的保護手段」に関する定義規定(同法2条1項20号)の見直しが必要となります。現行法では、「技術的保護手段」が文言上は狭く定義されているため、明らかに複製をコントロールすることを目的とした技術的手段でありながら、「技術的保護手段」の定義に当てはまらないのではないかと疑義が生じる場合があります。また現行30条1項2号は、技術的保護手段の回避を行うことにより可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を「知りながら」行う場合を、許された私的複製から除外していますが、一般人にとって「技術的保護手段の回避」に該当するかどうかの判断基準は明確でないため、「知りながら」と言えるかどうか疑義が生じる場合があります。そこで、これらの問題点を解決するためには法改正が必要です。

この問題は直ちに解決されるべきものですが、私的録音録画補償金制度の縮小ないし廃止を視野に入れて検討を進めるのであれば、その前提条件として、なおのこと上記改正が不可欠であると考えます。

以上

「タイムシフト補償金不要論」についての疑問点

前掲の「私的録画問題に関する当協会の基本的考え方について」の中で論じたタイムシフトと私的録画補償金に関する見解に関連し、他団体などから「タイムシフト補償金不要論」なる意見も出ている。それについて疑問点の整理を行いたい。(文責 酒井信義 管理部部長代理)

1. 私的録音録画補償金制度の沿革と制度の実態

まず、私的録音録画補償金制度の沿革について整理しておく必要があると考える。

現行著作権法は、旧法では著作権が及んでいた私的録画(旧著作権法30条1項第一)について、複製権を制限したため、当初から代償措置の必要性が指摘され、長い審議を経て平成4年に私的録音録画補償金制度が導入されたが、制度導入時以降、その対象は縮減されてきたという経緯がある。

(1) デジタル録画機器・記録媒体に限定

文化庁著作権審議会第10小委は、平成3年、理論上区別する理由はないとしつつ、制度の円滑な導入のためにデジタル機器・記録媒体に限定して制度導入を答申した(*1)。

(2) 政令指定機器記録媒体に限定

その後の法案段階で、機器・記録媒体については政令指定方式とすることを採用した。

(3) 「主として」録音録画の用に供するものに限定

制度創設時「私的録音・録画に通常供されないものを対象から除外する趣旨」(*2)だったが、平成11年政令改正で、「主として」録音録画の用に供するものに限定された(パソコンは対象外となった)著作権法施行令1条1項柱書、2項柱書)。

(4) 記録媒体内蔵型機器の除外

当初「広く薄く報酬をかけることとするのが適当」(*3)とされ、録音録画機器と記録媒体の両方を課金対象としたが、記録媒体内蔵型の機器(HDDレコーダー)が出現すると、これを対象から除外する解釈運用がなされた。

その結果、私的録画補償金制度は私的録画の2割程度を対象とするにすぎず(*4)、制度導入時の「広く薄く」課金の考え方(*2)から大きく乖離することとなった。そして、タイムシフト補償金不要論(後述2.3.参照)は、補償金対象外の8割の私的録画についてはタイムシフトかどうかを問うことなく、2割の補償金対象にのみ、補償の要否をタイムシフトによる区分で実施することを主張している。

(*1)「著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書」77頁

(*2)加戸守行「著作権法逐条講義 五訂新版」(2006年 著作権情報センター)233頁

(*3)前掲(*1)75頁

(*4)「第2回DVDマーケット調査(2006)」(日本映像ソフト協会)74頁

2. タイムシフトの意味

今回の『ダビング10』をめぐる議論の中で、ダビング10対応のHDDレコーダーは、タイムシフトのための機器であるから、補償金の対象とすべきではない、という主張があるが、このような議論については、“タイムシフト”という用語の意味や補償の必要がないとする理論的根拠を整理する必要があると思われる。

「タイムシフト」とは、録画機器販売が著作権法に違反しないかが米国で争われた「ベータマックス訴訟」で録画機器メーカーが用いた語である。ハードメーカーが、フェア・ユースに該当する著作物の利用としてタイムシフトを主張したこの訴訟の判決(1979年)の中で、米国連邦最高裁判所は、タイムシフトを「後で1回みた後消去すること」と定義した。この定義はタイムシフト(=時間移動)を文字通り捉える点で根拠があるが、HDDレコーダーはこの意味でのタイムシフトのみを目的とする機器ではない。

タイムシフト補償金不要論を唱えるならば、タイムシフトとそれ以外の録画を区別する明確な基準を示す必要があるように思われるが、例えば、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)は、タイムシフトを、単に「後で見るための録画」としている(*5)ため、ライブラリー化のための録画までもがタイムシフトになってしまう。つまりタイムシフトは論者により広狭がありすぎて、補償金の要否の基準にはなりえていないと考える。

(*5)「私的録音録画補償金問題に係るJEITAの見解について」(平成20年5月30日)3頁目の5

<<http://www.jeita.or.jp/file/080530.pdf>>

3. タイムシフトと「3ステップテスト」

わが国の私的録画補償金制度は、個々の複製行為類型(タイムシフトかライブラリー目的の録画か等)は補償の要否ではなく補償金額で考慮することとし、補償金の対象機器・記録媒体を政令指定する方法を採用しているから、私的使用のための複製について定めた著作権法30条には行為類型による補償の要否の区別は無い。

もし今後、行為類型で区別することを考えていくのならば、ベルヌ条約9条2項等の「3ステップテスト」を基準にその区別が立法化される必要がある。そして「3ステップテスト」の3要件(*6)を充たした場合にのみ著作権の制限立法ができることになるので、タイムシフトがこの3要件を充足することを証明する必

ニコニコ動画からの 申し入れを受領

要がある。そしてその証明ができて、証明できない他の複製行為類型を補償金無しで権利制限はできないから、対象機器等以外で行われるこのような複製について30条で権利制限することは、条約との適合性の問題が生じることになる。

(*6)(a) 特別の場合であること、(b) 著作物の通常の利用を妨げないこと、(c) 著作者の正当な利益を不当に害しないこと

4. タイムシフトとフェア・ユースの法理

また、タイムシフトをフェア・ユースの法理として位置づける考え方もありうるが、その場合には個々のケースについて、使用目的、著作物の性質、使用された著作物の量及び実質性、潜在的市場又は価格に対する影響等を個別に判断すべきであって、タイムシフトだから一律にフェア・ユースだとするのは妥当ではない。

このように個別具体的に判断されるべき行為類型をどのように補償金制度に反映させるのか、タイムシフト補償金不要論はその方法を示していない。そのため、様々な行為類型を補償金額の決定で考慮している現行制度から、行為類型基準に変更することの優位性を十分に説明していないと思われるのである。

去る7月3日、動画投稿サイト「ニコニコ動画」を運営する株式会社ニワンゴより、当協会会員社の著作権を侵害して「ニコニコ動画」にアップロードされているファイルの削除等を内容とする申入文書を受領した。

「ニコニコ動画」は、ユーザーが自由に動画ファイルをアップロードすることができるサイトである。そのため、録画したアニメ等の放送番組がアップロードされることが多かった。

著作権者は著作権が侵害されてアップロードされている場合、サイト運営者に対し削除要求をしているが、その量が多くなればなるほど、削除要求のための負担が大きくなってしまふ。他方、当協会の会員会社が著作権を有する作品は、プロの作った作品であるから著作権侵害かどうかはみれば分かる。そうであるならば、サイト運営者は、著作権者等からの削除要求を待つまでもなく著作権侵害ファイルを削除できるはずである。

今回の申入文書は、「ニワンゴ」が、自ら運営する「ニコニコ動画」にアップロードされているファイルをサイト運営者の責任で目視確認して、著作権を侵害してアップロードされているファイルを削除するという内容である。

マーケティング委員会

レンタル用DVD/BDに 新ホログラムシール採用

DVDレンタル用ソフトには、2001年10月より「DVDレンタル専用」と明記したホログラムシールをパッケージに貼付し、セル商品のレンタル転用防止などを図ってきたが、ブルーレイ(BD)のレンタル開始に伴い、新たなホログラムシールを導入することが検討された。その結果、DVDとBD共通に使用できる「レンタル専用」の文字とJVAのロゴを配した下記のデザインのホログラムシールを採用することがマーケティング委員会で決定し、今夏よりBDレンタル用ソフトで導入が始まっている。今後、既存シールの在庫が消化され次第、レンタル用DVDにも新しいホログラムシールが採用されていくこととなる。

新ホログラムシールの色、大きさなどは、従来のものと共通で、デザインと偽造防止技術のみ刷新することで、製造工程に与える影響が及ばないように努めている。



キャンペーン小委員会

JVAショップコンテスト2008参加メーカー決定

既報の通り、マーケティング委員会・キャンペーン小委員会では、本年もレンタル推進を目的とした共同キャンペーンとして「JVA ショップコンテスト 2008」を開催することになっている。本コンテストへご参加いただく会員社が、下記の通り決定したのでお知らせする。

アミューズソフトエンタテインメント株式会社 / ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 / 株式会社エスピーオー / 株式会社角川エンタテインメント / ジェネオン エンタテインメント株式会社 / 松竹株式会社 / 株式会社ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント / 東映ビデオ株式会社・東映株式会社 / 東宝株式会社 / 日活株式会社 / 20世紀フォックス ホーム エンターテイメントジャパン株式会社 / 株式会社バップ / 株式会社ハピネット / パラマウントジャパン株式会社 / バンダイビジュアル株式会社 / 株式会社ポニーキャニオン / ユニバーサル・ピクチャーズ・ジャパン有限公司 / ワーナーエンターテイメントジャパン株式会社

なお、マーケティング委員会とキャンペーン小委員会の委員長としてレンタル市場の活性化を推進していただいた清水直樹氏が、20世紀フォックス ホーム エンターテイメント ジャパン(株)をご退職することに伴い、7月11日より、両委員会委員長に東宝株式会社映像本部映像事業部ビデオ営業室室長の大田圭二氏が就任され、引き続き、本コンテスト実施に向け企画・運営を行なうこととなった。

2度目の著作権法違反。悪質事業者を逮捕～福岡、 沖縄のレンタル店では、2,767枚もの海賊版DVDが

2008(平成20)年5月、6月は、熊本県、三重県、大阪府、広島県、茨城県、佐賀県、山口県、高知県、福岡県、岐阜県、沖縄県、石川県、群馬県、千葉県のリENTALビデオ店93店の調査・折衝を実施した。調査結果は、廃業等42店を除く実質営業51店中、海賊版所持6件、セル用DVDのリENTAL転用29件の違法行為が確認された(違法行為確認率、69%)。

5月には、福岡県門司警察署により、著作権法違反の疑いで、北九州市門司区のレンタルビデオ店が搜索され、海賊版DVD640枚、VC60枚等が押収された。同店については、昨年度3回の調査を行い、1回目の調査では、在庫検査拒否。2回目の調査では、海賊版DVD372枚を確認。3回目の調査では、海賊版DVD290枚を確認。その後の内偵調査において違法行為の継続が確認されたため、福岡県警に上申したものである。なお、同店の経営者は、平成2年にも別住所のレンタルビデオ店で海賊版VHSをレンタルしていたとして、著作権法違反容疑で逮捕、起訴されている。

6月には重点調査として沖縄県のビデオレンタル店19店の調査を実施したが、そのうち南城市のビデオレンタル店では2,767枚もの海賊版DVDが確認され、その場で誓約書、海賊版DVD2,767枚を受領した。経営者によると、新作海賊版DVDはカバン屋より1枚1000円で購入し、旧作の海賊版DVDは自ら複製していたとのことだった。

3月～4月実績

調査店	93店
営業店数	51店
違法行為	海賊版所持 6件
確認件数	DVD、VHSセルのリENTAL転用 29件
海賊版確認数	VHS312本、DVD3516枚
刑事告訴事件数	2件
警察による海賊版押収本数	VHS60本、DVD1330枚
違法行為確認率	69%
廃業率	45%

調査状況一覧表

調査地区	内 訳			海賊版・サンプル版頒布所持			セルDVDの リENTAL転用	セルVHSの リENTAL転用
	許諾店	無許諾	廃業等	所持店	確認数	回収数		
熊本県	1	1					2	
三重県			1					
大阪府	2						2	
広島県	1	2					3	
茨城県	1						1	
佐賀県	4		1				3	
山口県	7		13					
高知県	2						1	
福岡県	9	4	5	3	DVD:117	DVD:117	11	
岐阜県	6		10				1	
沖縄県	7	1	11	2	DVD:3399	DVD:3399	2	
石川県	1				VHS:312	VHS:312	1	
群馬県	2						2	
千葉県			1					
合 計	43	8	42	6	DVD:3516 VHS:312	DVD:3516 VHS:312	29	0

統計調査委員会

第22回ビデオレンタル店実態調査を実施

業務部会統計調査委員会(上田武二郎委員長 (株)ポニーキャニオン)は、本年6月、22回目となるビデオレンタル店実態調査を実施した。この調査はJVAレンタルシステム加盟のビデオレンタル店全店(自動レンタル機およびネットレンタルを除く)に対し、郵送アンケート方式で実施しているもので、ビデオレンタル業についての月平均売上や貸出、在庫といった経営指標について調査しているものである。

これまで22年間に亘り毎年実施しているが、昨年までの概況推移としては、ビデオカセットレンタルからDVDレン

タルへの主軸転換が、大型店から徐々にはじまり、昨年までには小規模店を含めて大幅に進んだ様子が見られた。本年の調査では、さらにDVDビデオのリENTAL割合の増加および在庫拡張が進んでいることが予想されるが、一部のショップがトライアル的に開始しているブルーレイのリENTALについても調査項目に取り入れている。その実施状況についてはむろんのこと、実施していない店舗のブルーレイリENTALについての意向も注目されることである。

本調査の結果は、10月上旬に発表の予定となっている。

◆◆◆ 新入会員社 自社紹介 ◆◆◆

正会員(平成20年5月13日付) 株式会社 東北新社

弊社は映画製作、映画配給・宣伝、パッケージの制作・販売などを担いながら長い間映像業界に携わって参りました。この間、日本映像ソフト協会加盟各社様には大変お世話になって参りましたが、この度5月よりようやく協会正会員として入会させていただくこととなりました。この度、加盟をご承認頂いた皆様には心よりお礼申し上げます。

さて、昨今業界を取り巻く様々な環境が大きく変化する中、弊社としまして今一度自らの足元を良く見つっ原点に立ち返り、弊社のモットーでもありますPassion

<ほとぼしる情熱>、Creativity<豊かな創造力>、Technology<最新技術の追求>、Speed<変化への迅速な対応>を今まで以上に実践する中で、世の人々に大きな感動と喜びを提供出来るよう、また、微力ながらも映像ソフト業界が今後大いに発展する事に貢献出来るよう努力していく所存でございます。

今後におきましても、今までと変わらないご指導・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(執行役員 エンタテインメント事業部長 福島正浩氏)

会社プロフィール

代表者 林田 洋(代表取締役社長)
住所 東京都港区赤坂4-8-10
URL <http://www.tfc.co.jp/>
設立 1961年4月1日
資本金 24億8718万円

事業内容 ・映画、テレビ番組、ビデオソフト、ゲームソフト等映像、音声、文字、音楽による各種、ソフトウェアの企画、制作
輸出入及び販売
・外国映画、テレビ番組等の日本語版吹替及び字幕制作
・テレビコマーシャルの企画、制作、輸出入及び販売、その他

推薦会社 ジェネオンエンタテインメント(株)
東宝(株)

協賛会員(平成20年5月29日付) ビクタークリエイティブメディア株式会社

弊社は昨年12月に日本ビクター(株)の100%子会社として分社化をし、CD・DVDを中心としたパッケージメディア製造会社に生まれ変わりました。弊社の歴史は、創業80年のビクターの歴史でもあります。今改めて創業時の精神に戻り、業務に取り組んでおります。

一般的に弊社のイメージは、音楽エンターテインメントが強い製造メーカーと思われがちですが、横浜と都内にオーサリングスタジオを構え映像素材の編集から、パッケージ制作及びアーカイブ等映像系のお客様のニーズにも幅広くお応えしております。また、都心から一番近い製造工場であり、その立地条件を最大限に活用し、積極

的なお客様サービスを展開しております。

2011年デジタル放送への切替え及び次世代DISCの方向付けがされた現在、映像ビジネスも大きな変換期にあると推察いたします。弊社もこれに備え、本年度中BD生産ラインの導入を図ってまいります。

今後も微力ではありますが、皆様のご支援を頂きながらパッケージ業界の発展に寄与できるように努力する所存でございますので、ご指導、ご鞭撻の程よろしく御願い申し上げます。

(取締役 生産センター長 濱口敏明 氏)

会社プロフィール

代表者 杉野 健一(代表取締役社長)
住所 神奈川県大和市下鶴間1612-1
URL <http://www.victor.co.jp/vmp/index.html>
設立 2007年12月3日
(日本ビクター(株)から分社化)
資本金 11億円

事業内容 ・記録済み光ディスクの製造・販売
・光ディスク用原盤の製造・販売
・光ディスク関連フルフィルメント事業(企画、制作、編集、印刷、附属品手配、個別配送など)、その他

推薦会社 ビクターエンタテインメント(株)
ユニバーサルミュージック(株)

● JVA 懇親ゴルフコンペ開催報告 ●

去る6月20日(金)、千葉県市原市の立野クラシック・ゴルフ倶楽部でJVA会員社等による第33回懇親ゴルフコンペが開催された。4月開催の予定が暴風雨で延期され、仕切り直しての開催となったが、52名もの参加者を得ることができた。あいにく当日は、時折小雨が降る、梅雨なかの蒸し暑い天候だったが、4月の延期から満を持しての開催でもあり、準備万端の参加者皆様の健闘で白熱したゴルフコンペとなった。

優勝は、メモリーテック(株)の宮澤伸昌氏で、グロス85、HDC13.2、NET71.8の素晴らしい成績だった。準優勝は、(株)オプトロムの齋藤譲氏、3位は(株)ジャパン・ディストリビューションシステム代表取締役社長の須貝和好氏だった。また、ベストグロス賞は、グロス81のジェネオン エンタテインメント(株)代表取締役社長の気賀純夫氏が勝ち取った。

その後の表彰式、懇親会では、互いの健闘をたたえあい、参加者の皆様同士大いに懇親を深めていただいた様子で、今年の懇親ゴルフコンペも無事終了することができた。

▶ 桐畑副会長(右)から優勝カップを渡される宮澤氏(左)



桐畑副会長の音頭で乾杯!



私的録画補償金分配について

平成19年上期(平成19年4月～19年9月末)の私的録画補償金分配については、下表の8社からの申請により、7月末日に分配となった。平成14年7月に初の分配を開始して以来、今回で13回目となる。この補償金分配は対象放送期間に当協会の正会員の資格を有し、対象著作物(映像作品)の権利者で他の該当申請団体が無い(重複しない)権利者からの規定の申請書による申請で受理され、協会規定/細則に基づき監査・分配となったものである。

< 今期の申請受理社 >
(株)ギャガ・コミュニケーションズ
ジェネオンエンタテインメント(株)
(株)第一興商
(株)ショウゲート
東宝東和(株)
日活(株)
バンダイビジュアル(株)
(株)ポニーキャニオン

経済産業省からのお知らせ

経済産業省経済産業局調査統計部では、サービス産業の売上高等の経営動向を把握し、短期的な景気、雇用動向等の判断材料を得ることを目的として、昭和62年より「特定サービス産業動態統計調査」を毎月実施しています。

この度、本年7月度の調査からその対象業種を拡充することとなり、新たに「映像情報制作・配給業」が加わることとなりました。本調査の対象は全国の企業または事業所のうち約4,300事業所が対象となります。調査対象となりました社におかれましては、同調査にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、前号(6月号)にてお知らせしました総務省実施の「サービス産業動向調査」と調査目的、内容が重複するため、両調査について調査対象社が重ならないよう調整された上、実施されることとなります。

異動

関係官庁 人事異動

< 経済産業省 >

平成20年7月11日付

文化情報関連産業課長

村上 敬亮 氏

情報経済課長

前田 泰宏 氏(前 文化情報関連産業課長)

「原油高騰も、ハリウッドは安泰??」

原油価格の上昇により、航空、貨物を筆頭に、多くの産業の経営は大打撃を受けている。高騰する製作費や人件費など、劇映画産業も例外ではなさそうだが、この高価格が、ハリウッドに恩恵をもたらしている例もある。

ヘッジファンドによる製作投資

劇映画製作へ出資する企業の一部は、原油価格の上昇がそのファイナンス方法の幅を広げたと捉えている。ベルリンとロサンゼルスに拠点を置く製作出資企業のレオマックス・エンタテインメント(Leomax Entertainment)は、いち早く石油産業の投資家と提携し、今後5年間でそのヘッジファンドを劇映画製作へ投入する契約を結んだ。その第1弾作品として、現在アダム・サンドラーが率いるプロダクション、ハッピー・マディソン(Happy Madison)製作の『Short Cut』の撮影が進行中だ。

特にヨーロッパでは税法が厳格で、利益を上げれば上げるほど多大の税金が課されるという難点があるため、石油投資家の間では、それを劇映画出資に転用するという手法が歓迎されつつある。仮に興行が失敗しても、損失が20~30%程度に抑えられれば、政府から“ぼったくられる”金銭よりも安上がりなわけだ。

割高なレジャーを劇映画で消費

原油価格の上昇(加えて食品その他の物価高)が与える消費者の支出への影響は、当然懸念される。レジャー活動については、割高となる旅行や外食が控えられる分、リーズナブルな価格で楽しめる近場の劇場が優位にたつという議論が、至るところで見られる。

過去を振り返ると、1987年と89年は前年から原油価格が23%上回ったにも関わらず、興収も13%増と、大きく伸長した。原油65%増となった2000年は、映画興行も2ケタの上昇を遂げている。一方91年は原油13%減と同時に興収も4%減、2001年は原油が16%下がっても興収は前年レベルに留まり、いずれも原油価格減少が劇場への出費を促進する材料とはならなかった。過去5年間は、原油価格が著しく上昇する中、興行は上がったたり下がったり。原油と劇映画市場の関係は、楽観論で納められない。

2008年上半期の劇場興収は4億8,172万ドル、前年比0.6%減とほぼ横ばいに推移。サマーシーズンの始まる5

月から7月第1週末までに限定すると、2億2,203万ドルで約2%上回っている。原油が6月までに60%以上増と、類稀に高騰する中では大健闘だろうか。動員数は前半6ヵ月で6,804万人(前年比3.4%減)、サマーシーズンで3,136万人(同0.7%減)と、若干下降気味だが、7月18日公開の『バットマン』シリーズ最新作、『ダークナイト』が封切初日(6,717万ドル)だけでなく、封切から10日間(3億1,425万ドル 推計値)までの興収でも歴代記録を樹立、同時公開の『Mamma Mia!』も予想を上回る好スタートを切り、さらに今後のラインナップも含め、最終的に夏の興行は金額、客数とも前年並み、もしくはそれ以上の実績が期待されている。もっともこれらの数値のみで、「原油高が劇場に恩恵をもたらす」との確信はできないものの、消費者の劇映画鑑賞というレジャー活動は衰えていないと言えるだろう。

なおDVDの2008年上半期売上実績(セル/レンタル計)は金額で100億7,700万ドル(前年比1.6%増)、数量で4,123万枚(同1.1%)と、ほぼ前年の水準を維持している。

年	劇場興収 (百万ドル)	原油価格 (ドル/1バレル)	対前年増減率(%)	
			劇場興収 (2008年は前年同期比)	原油価格
1980	2,749	37.42	0	0
1981	2,966	35.75	7.9	-4.5
1982	3,453	31.83	16.4	-11.0
1983	3,766	29.08	9.1	-8.6
1984	4,031	28.75	7.0	-1.1
1985	3,749	26.92	-7.0	-6.4
1986	3,778	14.44	0.8	-46.4
1987	4,253	17.75	12.6	22.9
1988	4,458	14.87	4.8	-16.2
1989	5,033	18.33	12.9	23.3
1990	5,022	23.19	-0.2	26.5
1991	4,803	20.20	-4.4	-12.9
1992	4,871	19.25	1.4	-4.7
1993	5,154	16.75	5.8	-13.0
1994	5,396	15.66	4.7	-6.5
1995	5,494	16.75	1.8	7.0
1996	5,912	20.46	7.6	22.1
1997	6,367	18.64	7.7	-8.9
1998	6,949	11.91	9.1	-36.1
1999	7,448	16.56	7.2	39.0
2000	8,423	27.39	13.1	65.4
2001	8,413	23.00	-0.1	-16.0
2002	9,520	22.81	13.2	-0.8
2003	9,489	27.69	-0.3	21.4
2004	9,539	37.66	0.5	36.0
2005	8,991	50.04	-5.7	32.9
2006	9,488	58.30	5.5	16.5
2007	9,680	64.20	2.0	10.1
2008上半期	4,817	103.50	-0.6	61.2

参考資料: The Hollywood Reporter / Motion Picture Associations of America / InflationData.com

リレーエッセイ 72



アミューズソフトエンタテインメント(株) 代表取締役社長 松崎 澄夫氏からのご紹介

前田 明雄 氏 (バンダイビジュアル株式会社 常務取締役)

「今年のゴルフは？」

リレーエッセイのバトンが私に...ほんとに？と思う間もなく正式な原稿依頼がきた。

エッセイか...、と軽く考えているうちに締め切り日がどんどんせまってきた。さて何を書こうか？いざパソコンを前に書き始めるとテーマばかりが箇条書きになってしまう。いつもの仕事メモのようである。

これでは駄目だと先輩諸氏のバックナンバーをひも解いてみた。うん、テーマは「趣味」、これでいこう！無難だ！と即決。

そこで趣味についてあれこれ考えてみた。やはり無難なテーマ「ゴルフ」が頭の中に現れた。無難であるがゆえに誰が書いても同じ内容になってしまう。そこで「今年のゴルフは？」、と思い起こしてみる。するとギックリ腰とゴルフギアの二つが思い浮かんだ。よし！これでいこう、と書き始めた。

今年前半の“ゴルフコンペドタキャン”の原因となったギックリ腰の再発である。思い起こせば少年野球時代に傷めた腰が、30歳のころ突然にギックリ腰として姿をあらわした。本当に突然です。自動販売機で買ったジュースを取ろうとかがんだ瞬間に激痛が！なんだこの痛みは？腰が折れたのか？あれっ動けない。1ミリでも動くと激痛が！牛歩よりも遅い歩調でオフィスにたどり着き、必死の思いで整形外科に...

あれから20年、こいつはなんの前触れもなく突然に私を激痛の谷底に陥れるのである。ジッとしていればまったく痛みがないが、動くときと声をあげることができないほどに痛い、さらに冬でも脂汗をかかせてくれる代物である。電話で話をしてもまったく相手にはわからず、ゴルフをドタキャンしてはじめてわかってもらえる。そこで相手に言われるのが「ゴルフのやり過ぎ」。本人はやり過ぎとは思っていないが、シーズンともなると機会が重なり、結果として言われる。(しかしながらそう言う貴兄も一緒にやってませんか？)

それゆえ私なりに、会が重なるときは特に注意しているつもりであるが、前回の痛みを忘れたところを見計らって私を谷底へと誘うようである。これからはさらに細心の注意をしようと思う今日このごろである。

「ゴルフと腰痛」は一般的にはセットだが、さらに私の場合、おまけがついてくる。ギックリ腰は痛いばかりでなく、もうひとつ厄介なことを私にしてくれるのである。

それがゴルフギアである。

ギックリ腰になると当然ゴルフは出来ない、がその分時間が空く。そこでゴルフ雑誌を買い、読むことになる。そこには最新スイングやギア情報が満載！

スイング練習はできないから、おのずと最新ギア情報に目がいく。ゴルフの出来ない自分を慰めつつ、ライバルゴルファーたちとの差が開くことをおそれ、最新ギア情報、ゴルフ理論などを収集していく。収集した理論、情報はすべて私自身の腕前と直結しており、情報を得た時点ですでに自分の技術と化している。そして何も試すことなく机上の理論先行のまま、腕前、実力を棚にあげ、ゴルフスコアは道具で決まると結論づけることとなる。その結果、最新ゴルフギアの購入検討へと私の心を揺り動かすのである。

検討する程度ならば良いのだが、最近のスコアがよくないのは、ゴルフクラブそのものが自分に適してないからなのだと確信する始末。腰痛はゴルフギアを増やす！

日ごろ練習もろくにせず、さらにギックリ腰の最中はまったくクラブを握らないのにこの有様である。今年もまた腰痛と共におまけが...

ゴルフは奥の深いスポーツ？ではなく、物欲の深いスポーツなのか？みなさんもこんな経験ありませんか？

そこで最後に腰痛でゴルフが出来ないときの3か条
ゴルフ雑誌は買わない、読まない、覚えなさい！

日誌に見る協会の動き

【6月】

- 2日 配信委員会
北海道地区連絡協議会(～3日)
- 3日 広報委員会
- 5日 私的録画補償金問題委員会
- 6日 中部地区連絡協議会(～7日)
- 10日 総合連絡委員会
- 11日 権利者団体対応委員会
マーケティング委員会
中国地区連絡協議会(～12日)
- 12日 統計調査委員会
- 13日 業務使用対策委員会

- 16日 ISANに関する検討委員会
- 18日 統計担当者説明会
- 19日 著作権部会
- 20日 JVA会員懇親ゴルフ会
- 24日 BBマルチメディア委員会
- 25日 キャンペーン小委員会
- 26日 業務部会幹事会

【7月】

- 1日 理事会・役員懇親会
- 3日 関西地区連絡協議会(～4日)
- 4日 eメディア部会懇親会(～5日)

- 8日 ACA調査研究部会
総合連絡委員会
- 9日 映像倫理協議会総会
マーケティング委員会
- 10日 消費者委員会
- 14日 レンタル運用委員会
- 16日 業務使用対策委員会
- 17日 著作権部会
- 18日 ISANに関する検討委員会
- 23日 ACA企画広報部会

統計

2008年5月度

	5 月 実 績 (金額単位：百万円 数量単位：千本・千枚)								1 月 ~ 5 月 の 累 計								
	金 額	構 成 比	前 年 同 月 比	数 量	構 成 比	前 年 同 月 比	新 作 数	前 年 同 月 比	売上金額の増減社数	金 額	構 成 比	前 年 同 期 比	数 量	構 成 比	前 年 同 期 比	新 作 数	前 年 同 期 比
販売用	13,602	67.5%	90.2%	4,341	68.9%	90.5%	525	84.5%		77,171	65.1%	94.8%	23,778	65.5%	95.4%	3,359	82.9%
レンタル店用	6,478	32.2%	88.7%	1,943	30.8%	109.1%	453	111.6%		40,886	34.5%	102.4%	12,294	33.9%	138.9%	3,234	147.9%
その他・業務用	58	0.3%	45.3%	19	0.3%	7.2%	13	650.0%		413	0.3%	60.3%	231	0.6%	11.4%	113	941.7%
DVDビデオ	20,138	99.8%	89.5%	6,303	99.9%	92.1%	991	96.3%	増減 19社 11社 その他2社	118,470	99.9%	97.1%	36,303	99.9%	101.5%	6,706	107.3%
カセット	31	0.2%	46.3%	5	0.1%	14.5%	1	9.1%	増減 2社 6社 その他3社	128	0.1%	27.5%	29	0.1%	14.1%	18	20.2%
合 計	20,169	100.0%	89.4%	6,308	100.0%	91.7%	992	95.4%		118,598	100.0%	96.8%	36,331	100.0%	101.0%	6,724	106.1%

今月の売上報告社数.....34社 (前年同月の報告社数：33社) 無回答社.....1社
売上金額の増減社数.....前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合

2008年6月度

	6 月 実 績 (金額単位：百万円 数量単位：千本・千枚)								1 月 ~ 6 月 の 累 計								
	金 額	構 成 比	前 年 同 月 比	数 量	構 成 比	前 年 同 月 比	新 作 数	前 年 同 月 比	売上金額の増減社数	金 額	構 成 比	前 年 同 期 比	数 量	構 成 比	前 年 同 期 比	新 作 数	前 年 同 期 比
販売用	14,312	64.2%	86.1%	4,454	67.8%	84.6%	671	80.6%		91,483	65.0%	93.4%	28,231	65.9%	93.6%	4,030	82.5%
レンタル店用	7,934	35.6%	84.0%	2,095	31.9%	85.8%	629	129.2%		48,820	34.7%	98.9%	14,389	33.6%	127.4%	3,863	144.5%
その他・業務用	48	0.2%	42.1%	17	0.3%	7.3%	8	266.7%		461	0.3%	57.7%	248	0.6%	11.0%	121	806.7%
DVDビデオ	22,294	99.8%	85.2%	6,565	99.9%	82.7%	1,308	98.9%	増減 14社 16社 その他3社	140,764	99.9%	95.0%	42,868	99.9%	98.1%	8,014	105.8%
カセット	37	0.2%	49.3%	9	0.1%	45.0%	4	40.0%	増減 3社 5社 その他1社	165	0.1%	30.5%	38	0.1%	17.0%	22	22.2%
合 計	22,331	100.0%	85.1%	6,575	100.0%	82.6%	1,312	98.4%		140,929	100.0%	94.8%	42,906	100.0%	97.6%	8,036	104.7%

今月の売上報告社数.....34社 (前年同月の報告社数：33社) 無回答社.....1社
売上金額の増減社数.....前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合

「主要耐久消費財普及率」

調査項目	平成 10.3	11.3	12.3	13.3	14.3	15.3	16.3	17.3	18.3	19.3	20.3
カラーテレビ	99.2	98.9	99.0	99.2	99.3	99.4	99.0	99.3	99.4	99.5	99.7
ブラウン管								97.4	96.2	92.9	88.3
薄型(液晶、プラズマ等)								11.5	19.8	29.4	43.9
ビデオカメラ	35.0	36.3	37.9	36.8	37.2	39.1	42.0	39.6	40.2	41.2	41.4
デジタルカメラ	17.3以降カメラ付携帯は含まない				22.7	32.0	51.8	46.2	53.7	58.9	66.0
DVDプレーヤーレコーダー					19.3	25.3	35.4	49.0	61.1	65.1	71.7
再生専用機	カーナビ、パソコン、ゲーム機などに付属のものは含まない							28.8	32.5	34.5	38.3
再生録画専用機								28.7	40.0	43.2	48.7
パソコン	25.2	29.5	38.6	50.1	57.2	63.3	65.7	64.6	68.3	71.0	73.1
VTR	76.8	77.8	78.4	79.3	79.6	81.4	82.6				
携帯電話					78.6	83.3	85.1	82.0	85.3	88.0	90.5

内閣府経済社会総合研究所 「消費動向調査」 平成20年3月末現在 ()17.3以降は調査なし

社会保険庁からのお知らせ

「ねんきん特別便」年金記録の確認にご協力ください。

現役加入者の皆様へ

緑色の封筒でお届けします。
本年の6月から10月までの間に、すべての現役加入者へお届けします。
会社勤めの方には会社を通じて、または直接本人の住所へ。
年金記録のご確認をお願いします。
平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意ください。
住所変更の手続きをお願いします。

ご質問・お問い合わせは・・・

ねんきん特別便専用ダイヤル 「0570-058-555」まで
詳しくは、<http://www.sia.go.jp>まで

社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名（五十音順） 2008年8月1日現在

正会員（35社）

(株)アニプレックス
アミューズソフトエンタテインメント(株)
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・マーケティング(株)
(株)エスピーオー
(株)NHKエンタープライズ
角川映画(株)
(株)角川エンタテインメント
(株)角川書店
カルチュア・パブリッシャーズ(株)
(株)ギャガ・コミュニケーションズ
キングレコード(株)
ジェネオンエンタテインメント(株)
(株)小学館
(株)ショウゲート
松竹(株)
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
東映ビデオ(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
(株)東北新社
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
パラマウント ジャパン(株)
バンダイビジュアル(株)
ビクターエンタテインメント(株)
(株)ポニーキャニオン
(株)メディアファクトリー
ユニバーサル・ピクチャーズ・ジャパン(有)
ユニバーサルミュージック(株)
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

協賛会員（24社）

(株)アイ信
(株)一丸堂印刷所
(株)IMAGICA
ヴィジョネア(株)
(株)オプトロム
(株)キュー・テック
(株)金羊社
KDDI(株)
(株)ケンメディア
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
ソニーPCL(株)
大日本印刷(株)
(株)東京現像所
東芝デジタルフロンティア(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
(株)トーハン
東洋レコーディング(株)
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
ビクタークリエイティブメディア(株)
(株)富士フイルムメディアクレスト
(株)ムービーマネジメントカンパニー
メモリーテック(株)